

令和元年度糸満市一般会計決算における「引き上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化」について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。用途を明確化するため充当先を下記のとおり報告します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 407,563 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 13,577,311 千円

単位:千円

款	項	目	充当事業経費 (決算額)	財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
3款 民生費	2項 児童福祉費	3目 児童福祉措置費	5,390,330	2,682,580	954,183	0	201,568	407,563	1,144,436